

さくら市暴力団員等排除規則を次のように定める。

平成 22 年 3 月 26 日

さくら市長

さくら市規則第 9 号

さくら市暴力団員等排除規則

(目的)

第 1 条 この規則は、市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等請負並びに役務提供、物品の購入、資材調達及び公有財産売却等の契約（以下「公共工事等」という。）からの暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）の排除に関して必要な事項について定め、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体
- (2) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する者
- (3) 暴力団準構成員 暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者
- (4) 暴力団関係業者 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもの。
- (5) 警察 栃木県さくら警察署

(報告義務)

第 3 条 市と契約者又は契約しようとするもの（以下「契約者等」という。）は、暴力団員等による不当要求又は不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと（以下「警

察への通報等」という。)及び市長へ報告を行わなければならない。

(排除義務)

第4条 契約者等が前条の規定による報告を怠った場合又は契約者等が暴力団員等であると認められる場合、市は当該契約者等に対して指名停止、警告及び注意喚起等の措置を講ずることができる。

(公表)

第5条 市は、前条に規定する措置を行った契約者等を公表するものとする。

(警察との協力)

第6条 市は、警察と次に掲げる事項について合意し、互いに協力するものとする。

- (1) 市は、契約者等について暴力団員等に該当するかについて、様式第1号により警察の意見を聴くことができる。
- (2) 警察は、前号に規定する照会があった場合には、様式第2号により市に意見を述べるものとする。
- (3) 警察は、第3条の規定による警察への通報等がない場合においても契約者等が暴力団員等であると認める事実を確認した場合又は第3条の規定による警察への通報等を怠ったと認めた場合は、様式第3号により市に通知するものとする。
- (4) 市は、第4条の規定による措置を講じた場合には、様式第4号により警察へ通知するものとする。
- (5) 市と警察は、第3条の規定による報告又は通報を受けたときは、様式第5号又は様式第6号により相互に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。